

平成27年三重県議会定例会
戦略企画雇用経済常任委員会説明資料
目次

◎議案補充説明

- 1 議案第102号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案について 1
- 2 議案第104号
三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案について 5

◎所管事項

- 1 三重県国土強靱化地域計画（仮称）[最終案] について 17
- 2 「平成27年版成果レポート（案）」について【戦略企画部抜粋版】 27
- 3 三重県人口ビジョン（中間案）及び
三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（中間案）について 43
- 4 広域連携の取組について 45
- 5 人づくり政策の推進状況について 49
- 6 高等教育機関との連携・充実について 51
- 7 審議会等の審議状況について（報告） 53

【別冊】

- 三重県国土強靱化地域計画（仮称）[最終案]

平成27年6月18日
戦略企画部

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案について

1 制定理由

平成28年1月から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）の一部が施行されることに伴い、個人番号（マイナンバー）の利用が開始されます。

本県においても、マイナンバー法で定められた事務（以下「法定事務」という。）について個人番号を利用することになりますが、利用にあたり想定される同一執行機関内での情報の相互利用に関しては、マイナンバー法第9条第2項に基づき条例の定めが必要となることから、規定を整備するものです。

2 マイナンバー法における個人番号の利用に関する規定

(1) マイナンバー法における個人番号の利用範囲の原則

マイナンバー法第9条においては、個人番号の利用範囲を原則として以下の範囲と規定しています。（※1）

- ▶ 法定事務において利用する場合（第1項）
- ▶ 地方公共団体が、条例で定める事務（※2）において利用する場合（第2項）
- ▶ 法定事務に係る申請、届出等の行為を行うために利用する場合（※3）（第3項）

※1 このほか、災害時における特例等の例外的な利用が認められています（第4項・第5項）。

※2 福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務に限られます。

※3 民間事業者が従業員の個人番号を収集して、源泉徴収票に記載し、税務署に提出する場合などが該当します。

(2) マイナンバー法第9条第2項に基づく条例の必要性

マイナンバー法第9条第1項は、法定事務を処理するために、当該事務の処理に関して保有する特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を利用することを認めています。

しかし、同じ執行機関が保有する場合であっても、他の法定事務の処理に関して保有する特定個人情報を利用することまでは認めていません。

このため、同一機関内で複数の法定事務において特定個人情報の授受及び利用を行うに際しては、マイナンバー法第9条第2項に基づく条例の制定が必要となります。

3 条例案の内容

- (1) 個人番号の利用に関する県の責務を定めます。
- (2) 知事部局内の異なる法定事務間において、個人番号の利用及び特定個人情報の授受ができることを規定します。
- (3) その他規定を整備します。

4 施行期日

平成28年1月1日から施行

(参考条文)

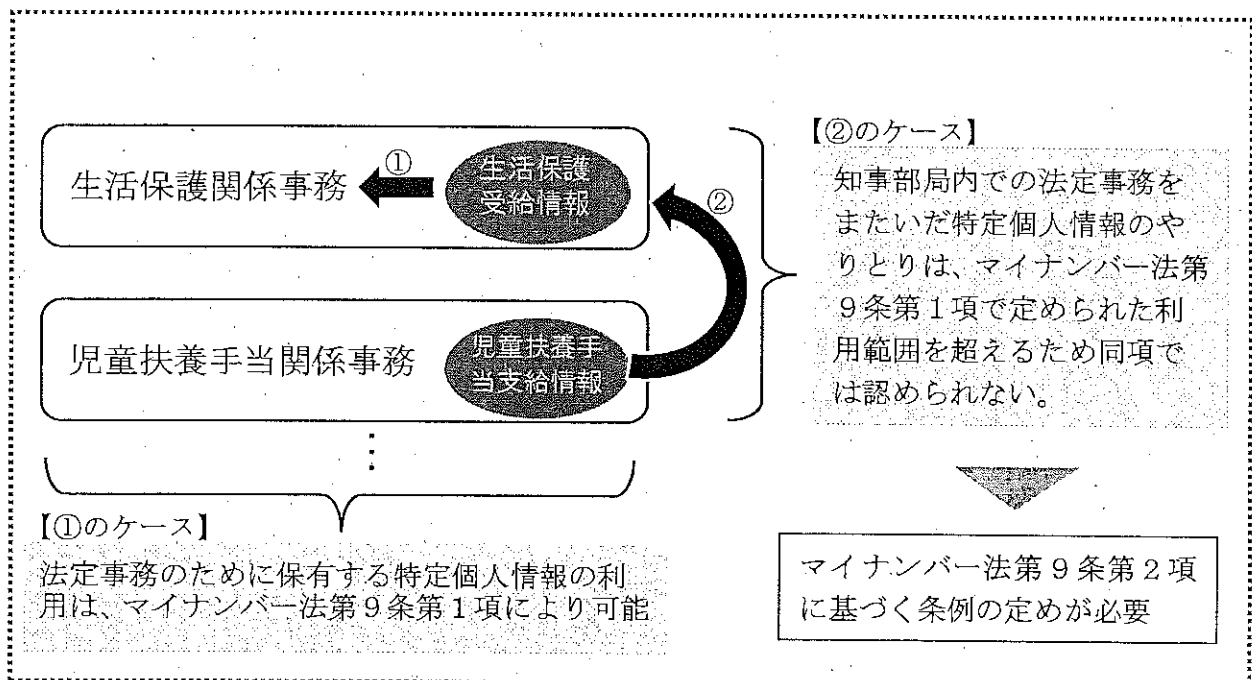
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (抜粋)

第9条 別表第1の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5 (略)

(参考) 条例の定めが必要なケースのイメージ



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案

右提出する。

平成二十七年六月三日

三重県知事 鈴木英敬

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第九条第二項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人番号 番号法第二条第五項に規定する個人番号をいう。

二 特定個人情報 番号法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

三 個人番号利用事務実施者 番号法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

四 情報提供ネットワークシステム 番号法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(県の責務)

第三条 県は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第四条 番号法第九条第二項の条例で定める事務は、知事が行う番号法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

2 知事は、番号法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第二項に基づく個人番号の利用に関し、知事部局内の複数の事務における特定個人情報の授受及び利用を行うため、規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

2 三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）の制定に鑑み、同法にのっとり特定個人情報の取扱いを行うこと等についての規定を整備するものです。

2 改正の経緯

マイナンバー法が平成25年5月に制定されたことにより、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、一人ひとりが個人番号を持つこととなります。

マイナンバー法では、個人番号を内容に含む特定個人情報について、従来の個人情報よりも更に厳格な保護措置を講じることとされており、同法第31条において、地方公共団体は、保有する特定個人情報の適正な取扱い等について、個人情報保護条例の改正を行う等必要な措置を講じることとなっています。

3 改正内容

マイナンバー法との整合を図るため、現行の個人情報保護条例に、特定個人情報の保護に関する規定を新たに追加します。

- (1) 「特定個人情報」、「情報提供等記録」の用語について、マイナンバー法と同様の定義を行います。
- (2) 「特定個人情報」の利用等の制限について、マイナンバー法の規定に従って改正します。
 - ・「特定個人情報」の目的外利用の制限について規定
 - ・「情報提供等記録」は、目的外利用を禁止
- (3) 「特定個人情報」、「情報提供等記録」の開示、訂正、利用停止等の請求等については、マイナンバー法の規定に従って改正します。
- (4) その他、規定を整備します。

4 施行期日

平成27年10月5日（一部公布の日、平成28年1月1日及びマイナンバー法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日）から施行

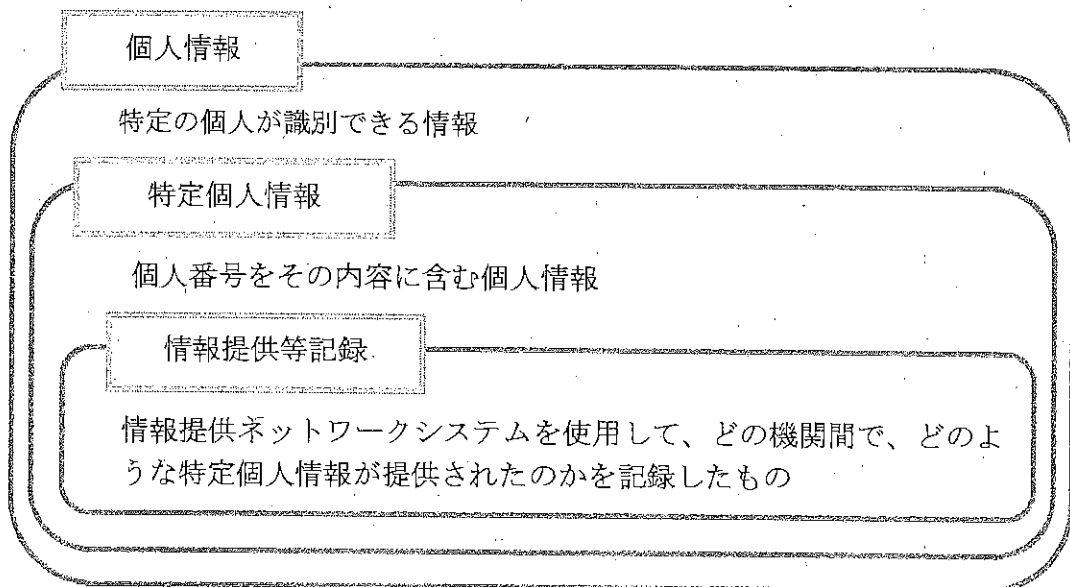
(参考条文)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (抜粋)

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第31条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者(特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。)が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第23条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(参考) 個人情報と特定個人情報と情報提供等記録の関係



三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成二十七年六月三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 三重県個人情報保護条例（平成十四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

第八条第一項各号列記以外の部分及び同条第二項中「又は」の下に「個人情報（特定個人情報を除く。）を」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報の提供の制限）

第八条の二 実施機関は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第三十五条第二項中「前項前段」を「前条第二項の規定により準用する第二十一条第二項前段の規定又は前項前段」に改める。

第三十七条第一項第一号中「又は第八条」を「第八条」に改め、「利用されているとき」の下に「、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第二号中「第八条」の下に「、第八条の二」を加える。

第四十二条第二項中「前項前段」を「前条第二項の規定により準用する第二十一条第二項前段の規定又は前項前段」に改める。

第四十九条第二項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」を「番号法」に改める。

第二条 三重県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「及び第二十六条」を「、第二十六条及び第二十八条」に改める。

第八条第一項中「個人情報を」を「個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を」に改め、「個人情報（特定個人情報を除く。）を」を削り、同条第二項中「個人情報（特定個人情報を除く。）を」を削る。

第八条の二を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第八条の二 実施機関は、番号法に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用すること

ができる。

3 実施機関は、前項の規定により、特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

第二十八条第一項中「係る保有個人情報」の下に「（保有特定個人情報（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもので、公文書に記録されているものをいう。）を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第三十七条第一項第一号中「第八条」の下に「若しくは第八条の二」を加え、同項第二号中「第八条の二」を「第八条の三」に改める。

第三条 三重県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七 情報提供等記録 番号法第二十三条第一項及び第二項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第八条の二第二項中「特定個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）」を加える。

第十条中「個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第二十四条第一項中「保有個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第三十三条第四項中「保有個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 実施機関は、第一項の決定が情報提供等記録の訂正である場合において、必要があるとき、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、訂正の内容を通知しなければならない。

第三十六条第一項中「保有個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第三十七条第一項中「本人とする保有個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中三重県個人情報保護条例第三十五条第二項及び第四十二条第二項の改正規定 公布の日
- 二 第二条の規定 平成二十八年一月一日
- 三 第三条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に鑑み、

同法にのつとつた特定個人情報の取扱いを行うこと等についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(定義)

第二条 (略)

一〇五 (略)

六 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。)第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

(利用及び提供の制限)

第八条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に、個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報(特定個人情報を除く。)を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一〇七 (略)

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は個人情報(特定個人情報を除く。)を提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第八条の二 実施機関は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十五条 (略)

2 前条第二項の規定により準用する第二十一条第二項前段の規定又は前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、第二十一条第二項後段の規定を準用する。

(利用停止等請求権)

第三十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(以下「保有個人情報」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の消去又は利用若しくは提供の停止(以下「利用停止等」という。)に

(定義)

第二条 (略)

一〇五 (略)

(利用及び提供の制限)

第八条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に、個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一〇七 (略)

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十五条 (略)

2 前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、第二十一条第二項後段の規定を準用する。

(利用停止等請求権)

第三十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(以下「保有個人情報」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の消去又は利用若しくは提供の停止(以下「利用停止等」という。)に

<p>3 ・ 4 (略)</p>	<p>3 ・ 4 (略)</p>
<p>2 ・ 3 (略)</p> <p>(利用停止等決定等の期限の特例)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2 前条第二項の規定により準用する第二十一条第二項前段の規定又は前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、第二十一条第二項後段の規定を準用する。</p> <p>(設置等)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>2 審査会は、前項のほか、実施機関から諮問があったときは、番号法第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議する。</p>	<p>2 ・ 3 (略)</p> <p>(利用停止等決定等の期限の特例)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2 前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、第二十一条第二項後段の規定を準用する。</p> <p>(設置等)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>2 審査会は、前項のほか、実施機関から諮問があったときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議する。</p>
<p>一 第七条の規定に違反して収集されているとき、第八条の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき、当該保有個人情報の消去又は利用の停止</p> <p>二 第八条、第八条の二又は第九条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	<p>一 第七条の規定に違反して収集されているとき、又は第八条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の消去又は利用の停止</p> <p>二 第八条又は第九条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一、三 (略)</p> <p>四 保有個人情報 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含み、議会の議員を除く。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(三重県情報公開条例(平成十一年三重県条例第四十二号)第一条第二項に規定する公文書をいう。第六条、第二十六条及び第二十八条において同じ。)に記録されているものに限る。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために、個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一、七 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。</p> <p>(特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第八条の二 実施機関は、番号法に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により、特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一、三 (略)</p> <p>四 保有個人情報 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含み、議会の議員を除く。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(三重県情報公開条例(平成十一年三重県条例第四十二号)第一条第二項に規定する公文書をいう。第六条及び第二十六条において同じ。)に記録されているものに限る。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために、個人情報(特定個人情報を除く。)を利用し、又は個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一、七 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は個人情報(特定個人情報を除く。)を提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。</p>

(特定個人情報の提供の制限)

第八条の三 (略)

(他の法令等による開示の実施との調整)

第二十八条 実施機関は、他の法令等(三重県情報公開条例を除き、規則、規程等を含む。以下この条、第三十条及び第三十七条において同じ。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもので、公文書に記録されているものをいう。)を除く。以下この項において同じ。)が第二十六条第五項に規定する方法と同一の方法で開示することとされているとき(開示の期間が定められているときは、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 (略)

(利用停止等請求権)

第三十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(以下「各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の消去又は利用若しくは提供の停止(以下「利用停止等」という。)に關して他の法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第七条の規定に違反して収集されているとき、第八条若しくは第八条の二の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第二十九条に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の消去又は利用の停止

二 第八条、第八条の三又は第九条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(特定個人情報の提供の制限)

第八条の二 (略)

(他の法令等による開示の実施との調整)

第二十八条 実施機関は、他の法令等(三重県情報公開条例を除き、規則、規程等を含む。以下この条、第三十条及び第三十七条において同じ。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(第二十六条第五項に規定する方法と同一の方法で開示することとされているとき(開示の期間が定められているときは、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 (略)

(利用停止等請求権)

第三十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(以下「各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の消去又は利用若しくは提供の停止(以下「利用停止等」という。)に關して他の法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第七条の規定に違反して収集されているとき、第八条の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第二十九条に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の消去又は利用の停止

二 第八条、第八条の二又は第九条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2
·
3

(略)

2
·
3

(略)

<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一、六 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一、六 (略)</p>
<p>七 情報提供等記録 番号法第二十三条第一項及び第二項の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第八条の二 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報〔情報提供等記録を除く。次項において同じ。〕を利用することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(提供先に対する措置要求)</p> <p>第十条 実施機関は、個人情報〔情報提供等記録を除く。〕を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いに係る必要な措置を講ずるよう求めなければならない。</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第二十四条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報〔情報提供等記録を除く。〕が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、第一項の決定をした場合において、必要があると認めるときは、当該実施機関が当該</p>	<p>(特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第八条の二 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(提供先に対する措置要求)</p> <p>第十条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いに係る必要な措置を講ずるよう求めなければならない。</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第二十四条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報〔他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。〕が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等を行うにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、第一項の決定をした場合において、必要があると認めるときは、当該実施機関が当該</p>

訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）を提供したものに對し、訂正の内容を通知しなければならない。

5 実施機関は、第一項の決定が情報提供等記録の訂正である場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものであつて、当該実施機関以外のものに限る。）に對し、訂正の内容を通知しなければならない。

（事案の移送）

第三十六条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第二十四条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等をするににつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

（利用停止等請求権）

第三十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に對し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の消去又は利用若しくは提供の停止（以下「利用停止等」という。）に關して他の法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2・3 (略)

訂正請求に係る保有個人情報を提供したものに對し、訂正の内容を通知しなければならない。

（事案の移送）

第三十六条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（第二十四条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等をするににつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に對し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に對し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

（利用停止等請求権）

第三十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に對し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の消去又は利用若しくは提供の停止（以下「利用停止等」という。）に關して他の法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2・3 (略)

1 三重県国土強靱化地域計画（仮称）[最終案] について

1 策定の背景

- 平成 25 年 12 月に施行された国土強靱化基本法に基づき、国においては、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「国の基本計画」と表記）を閣議決定し、強靱な国づくりを進めています。
また、地方公共団体における国土強靱化計画の策定指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と表記）もあわせて策定されました。
- 三重県では、南海トラフ地震の発生が危惧され、事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっていることから、ガイドラインを参考に、平成 27 年 6 月を目途に、「三重県国土強靱化地域計画（仮称）」（以下、「県の地域計画」と表記）を策定することとしました。

2 基本的考え方

- 県の地域計画は、概ね 10 年先を見据え、国土強靱化に関する今後の取組の方針等を示すものとし、また、必要に応じて、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の改定等にあわせ内容を見直すこととします。
- 県の地域計画の策定にあたっては、国の基本計画やガイドラインを参考にしています。
- 対象リスクは、国の基本計画と同様、大規模自然災害としています。このため、「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」の内容を参考にしています。
- 毎年度、取組の進捗を把握して、翌年度の取組に反映します。

3 策定手順

- ガイドラインを参考に、次の手順で進めました。
 - ・ステップ 1：目標の設定
 - ・ステップ 2：「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の設定
 - ・ステップ 3：リスクシナリオごとに脆弱性の分析・評価、課題の検討
 - ・ステップ 4：今後の取組方針の検討

4 基本目標

- 国の基本計画を参考に、次の 4 つとしています。
 - ・人命の保護が最大限図られること
 - ・県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ・県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ・迅速な復旧復興

5 脆弱性評価

(1) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

- 目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」（仮に発生すれば、県内に致命的な影響が生じると考えられる事態）として、国の基本計画で設定している事態を参考に、県の実情にあわせて39の事態を設定しています。

(2) 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組について、脆弱性を分析・評価し、課題を検討しました。

(3) 脆弱性評価結果のポイント

- 評価結果のポイントは、次のとおりです。
 - ・国土強靱化に資する取組は既に多く行われているものの、まだ十分ではないことから、今後も引き続き、取組を進める必要がある。
 - ・建物や施設の耐震化対策などのハード対策だけでなく、ハザードマップの作成や業務継続計画（BCP）の作成などのソフト対策も進める必要がある。
 - ・国土強靱化の取組を効果的に行うためには、市町や企業等との連携が不可欠であることから、各主体と連携し、取組を進める必要がある。

6 国土強靱化の取組方針

- 評価結果に基づき、今後の国土強靱化の取組方針（推進方針）をリスクシナリオごとに整理しています。

なお、本県の実情を踏まえた主な取組等は、次のとおりです。

[本県の実情を踏まえた主な取組方針]

○土砂災害危険箇所数が多いことを踏まえた土砂災害対策（リスクシナリオ 1-5）

[取組方針]・土砂災害のおそれのある区域を明確にし、市町の行う警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等を指定する。

- ・市町が避難勧告等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の整備を支援する。 等

○離島等への対策（リスクシナリオ 2-2）

[取組方針]・離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁等を整備する。

- ・災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、外部との通信確保に向けた備えとして、市町が実施する孤立化防止対策事業を支援する。 等

○観光県であることを踏まえた観光地の防災対策（リスクシナリオ 2-5）

〔取組方針〕観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題検討を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。

○石油コンビナート等の防災対策（リスクシナリオ 5-3）

〔取組方針〕コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策を促進する。

- ・石油タンクの耐震基準への適合率を高めるため、耐震改修を促進させる。
- ・火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。 等

○外国人住民が多いことを踏まえた外国人住民向けの防災対策（リスクシナリオ 8-3）

〔取組方針〕県内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した外国人住民向けの防災訓練の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。

7 計画の推進と不断の見直し

- 国の基本計画等と連携し、取組を推進します。
- 毎年度、計画の進捗状況を把握し、改善すべき点などを翌年度の取組に反映するとともに、必要に応じて内容の見直しを行います。

8 中間案から最終案への変更点

※別紙3のとおり

9 その他

- 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する国の支援については、当初、国から何も示されていませんでしたが、平成27年1月に、関係府省庁所管の交付金・補助金において、「交付の判断にあたって、一定程度配慮」することとされました。

三重県国土強靱化地域計画（仮称）「最終案」の概要

第1章 地域計画策定の基本的考え方

[策定の背景・目的]

- 国…国土強靱化基本法の施行、国土強靱化基本計画の策定、地域計画策定ガイドラインの策定
- 県…南海トラフ地震の発生の危惧、近年の風水害被害が甚大化傾向

[基本的考え方]

- 概ね10年先を見据えた計画
- リスク対象は大規模自然災害
- 毎年度、取組の進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映

[県の各種計画等との関係]

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」「三重県新風水害対策行動計画」の内容を参考にする。

第2章 脆弱性評価

[評価の方法]

- 想定するリスク、目標、目標の達成を妨げる「起きてはならない最悪の事態」を設定
- 「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の取組を評価

[想定するリスク]

- 大規模自然災害

[目標]

- 国の基本計画と同様の目標を設定

[起きてはならない最悪の事態]

- 国の基本計画で設定された事態をもとに、三重県の実情を踏まえ設定
(三重県の実情を反映した事態の例：帰宅困難者に「観光客」を含むこととした)

[評価結果のポイント]

- 国土強靱化に資する取組は、まだ十分ではなく、引き続き、取組を進める必要がある。
- 建物や施設の耐震化対策などのハード対策だけでなく、ハザードマップの作成や業務継続計画（BCP）の作成などのソフト対策も進める必要がある。
- 市町や企業等と連携し、取組を進める必要がある。

第3章 国土強靱化の取組方針

- 評価結果に基づき、今後の取組方針をリスクシナリオごとに整理

[本県の実情を踏まえた主な取組方針]

- ・土砂災害危険箇所数が多いことを踏まえた土砂災害対策（リスクシナリオ 1-5）
- ・離島等への対策（リスクシナリオ 2-2）
- ・観光県であることを踏まえた観光地の防災対策（リスクシナリオ 2-5）
- ・石油コンビナート等の防災対策（リスクシナリオ 5-3）
- ・外国人住民が多いことを踏まえた外国人住民向けの防災対策（リスクシナリオ 8-3）

第4章 計画の推進と不断の見直し

- 国の基本計画や県内市町の地域計画と連携し、取組を推進
- 毎年度、進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の今後の主な取組方針

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	今後の主な取組方針	
I. 人命の保護が最大限図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生	○住宅・建築物等の耐震化の促進 ○沿道建築物の倒壊防止等の推進 ○避難路等の整備に向けた支援	
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ○学校施設の耐震化の促進 ○災害拠点病院の耐震化の推進	
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全の推進 ○水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化の推進	
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○ハザードマップの作成支援 ○河川堆積土砂の撤去の推進 ○災害対策用機械等の操作人材の育成	
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	○土砂災害警戒区域等の指定 ○宅地災害予防対策の推進 ○警戒避難体制整備等のソフト対策の促進	
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○情報提供手段及び情報収集手段の多様化・確実化の推進 ○避難体制の整備の支援	
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○物資輸送ルート（陸路、空路、海路）の確保 ○水道施設の耐震化等の推進	
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落（離島を含む）等の同時発生	○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備 ○孤立化防止対策事業への支援 ○漁港施設の防災・減災対策の推進	
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○救助機関の災害対応力の強化 ○災害医療の体制の整備 ○警察施設等の耐震化の推進	
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	○災害拠点病院での電源確保 ○災害時の航空燃料の備蓄貯蔵所の整備の促進 ○インフラの整備・保全	
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足	○一時滞在施設の確保 ○代替輸送手段の確保等 ○観光地の防災対策の促進	
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○適切な医療機能の提供 ○インフラの着実な整備・保全 ○交通渋滞の回避	
		2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○感染症の発生・まん延防止 ○下水を速やかに排除、処理するための体制の構築 ○下水道施設の耐震化の推進	
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保される	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化	○被災による機能低下の回避 ○交通渋滞・交通事故の回避	
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○交通渋滞・交通事故の回避	
		3-3 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○災害対策本部の体制整備 ○三重県業務継続計画（BCP）の策定 ○警察施設等の耐震化の推進	
	II. 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保される	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○長期電源途絶時における情報通信システムの機能の維持 ○警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上
			4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態	○情報提供手段の整備
	III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	○企業における業務継続計画（BCP）策定の促進 ○インフラの整備・保全
			5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	○企業における業務継続計画（BCP）策定の促進 ○コンビナート防災訓練の実施
			5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○三重県石油コンビナート等防災計画の見直し ○コンビナート設備の耐震化の促進 ○石油タンクの耐震改修の促進
5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止			○発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備 ○鉄道施設や港湾施設等の耐震対策の推進	
5-5 食料等の安定供給の停滞			○食品産業事業者等の業務継続計画（BCP）の策定促進 ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化	
IV. 迅速な復旧復興	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワークの（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○石油タンクの耐震改修の促進 ○港湾機能継続計画（港湾BCP）の策定	
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	○上水道、工業用水道施設等の耐震化の推進 ○広域的な応援体制の整備	
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道施設の耐震化 ○下水道BCPの策定促進 ○合併浄化槽への転換促進	
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	○輸送機関の確保 ○必要なインフラの整備・保全	
7 制御不能な二次災害を発生させない	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	○救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実向上 ○交通渋滞の回避	
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	○コンビナート災害の発生・拡大防止 ○危険物質取扱施設の災害対策 ○コンビナート周辺対策	
		7-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○沿道の建物倒壊対策 ○住宅・建築物等の耐震化の促進 ○交通渋滞の回避	
		7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ため池の耐震化等の促進 ○ハードとソフトを組み合わせた対策の推進	
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出	○有害物質の流出対策等 ○高圧ガス施設の地震対策	
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ○適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策の推進	
		7-7 風評被害等による県内経済等への甚大な影響	○災害発生時の被災地外に向けた情報発信 ○失業対策等の実施	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理計画の策定の促進 ○ごみ焼却施設の老朽化対策や災害対応能力の強化の促進	
		8-2 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○建設業界との応急復旧態勢の強化 ○建設業における防災・減災の担い手確保・育成	
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○コミュニティ力を強化するための支援 ○警察災害派遣隊の拡充 ○警察施設の耐震化等	
		8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○想定を超える事態と対策への対応 ○ハードとソフトを組み合わせた対策の推進	
		8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○海拔ゼロメートル地帯に対する対策の推進 ○浸水対策、流域減災対策の推進	

中間案（平成 27 年 3 月 5 日常任委員会に提示）からの主な変更点

パブリックコメント、市町からの意見、庁内各部局等による再精査を経て、以下のように変更を加えました。（カッコ内は最終案のページ番号）

○関連する個別の取組が進捗したことを反映した記述の修正

- ・バス事業者との協定が締結されたことによる修正。（p. 13、24）
- ・「みえ防災・減災センター」との連携について追記。（p. 19、27、28、30）
- ・三重県業務継続計画（BCP）の策定方針の明確化による修正。（p. 24）
- ・防災アセスメントの実施が完了したことによる修正。（p. 29）
- ・今年度から策定に着手した「三重県復興指針（仮称）」の主旨をふまえた修正。（p. 39）

○中間案に対する市町からの意見を踏まえた表記の見直し

- ・市町における土砂災害ハザードマップの作成につなげるための土砂災害対策の取組について追記。（p. 10、17）

○国のモデル事業により先行的に策定された他県の地域計画を参考にした表記の修正

- ・河川・海岸の具体名の例示を追記。（p. 14、15、34、39、40）

○地域計画の進捗管理の方法を検討していることに合わせた表記の修正

- ・「検討を行っていく」旨の、流動的な状況を述べた表現を削除。（p. 41）

以上

2. 「平成27年版成果レポート（案）」について【戦略企画部抜粋版】

新しい豊かさ協創5 県民力を高める絆づくり協創プロジェクト

【主担当部局：戦略企画部】

プロジェクトの目標

さまざまな分野において、多くの県民の皆さんが、アクティブ・シチズンとして自らの個性や能力を発揮しながら、地域の課題解決に主体的に取り組み、成果を上げるとともに、充実した生活を送っています。

このような社会をめざして、子どもや若者をはじめ、外国人住民や障がい者など、さまざまな主体の参画を促進するための支援や場づくり、連携の仕組みづくりに取り組むことにより、4年後には、より幅広い層の県民の皆さんが、自らの能力を発揮しながら積極的に社会に参画したり、地域づくりの担い手として、地域の課題解決に取り組んだりしています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標の達成は3項目中1項目でしたが、実践取組では5項目中4項目で目標を達成していることから、総合的に「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
地域活動に参画している学生の割合	/	15.0%	21.0%	24.0%	0.71	27.0%
	13.4%	18.4%	20.7%	17.0%		/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内高等教育機関の学生のうち、地域活動へ参画している学生の割合
27年度目標値の考え方	地域活動に参加する学生の割合を4年間で倍増することをめざし目標値を設定しました。

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
パートナーグループネットワーク構築数（累計）	/	2,100	2,700	3,000	1.00	3,000
	388	1,455	2,549	4,372		/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	地域をよりよくしていこうとするパートナーグループのネットワーク構築数
27年度目標値の考え方	「美し国おこし・三重」の取組は平成26年度で終了するため、平成27年度の目標値は、平成26年度と同じ3,000と設定しました。なお、平成26年度の目標値は、パートナーグループ登録数（累計）の目標値を1,000グループと設定し、1パートナーグループにつき3つのネットワークが構築されるとして3,000と設定しています。 ※「美し国おこし・三重」基本計画（改訂版）により設定

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
認定NPO法人 数	/	5法人	10法人	20法人	0.20	30法人
	1法人	3法人	4法人	4法人		/
目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	県内の特定非営利活動法人のうち、その運営組織および事業活動が適正であり、公益の増進に資するものとして、認定を受けた特定非営利活動法人（認定NPO法人）の数					
27年度目標 値の考え方	平成27年度は、県内NPO法人の5%程度が、認定NPO法人となることを目標とし設定しました。					

実践取組の目標							
実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
1 「次代を担う子ども・若者の県民力を高める仕組みづくり」に挑戦します	学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数	/	5回	5回	5回	1.00	5回
		0回	5回	12回	11回		/
2 「さまざまな事情で支援が必要な県民の皆さんの能力発揮・参画の支援」に挑戦します	県の取り組む多文化共生社会づくり事業に参画した主体数（累計）	/	28団体	32団体	36団体	1.00	40団体
		25団体	29団体	34団体	39団体		/
3 「『美し国おこし・三重』の新たな展開」に挑戦します	パーキングパーミット制度*における利用証の保有者数（累計）	/	8,500人	11,200人	(達成済)	1.00	11,500人
			10,201人	19,061人	27,244人		/
4 「NPOの活動を支える仕組みづくり」に挑戦します	NPOの提案から取り組んだ「協創」の実践活動数（累計）	/	700グループ	900グループ	1,000グループ	0.19	1,000グループ
		342グループ	513グループ	681グループ	743グループ		/
4 「NPOの活動を支える仕組みづくり」に挑戦します	NPOの提案から取り組んだ「協創」の実践活動数（累計）	/	10事業	15事業	20事業	1.00	25事業
		5事業	11事業	19事業	29事業		/

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	490	350	606	1289

平成26年度の実践取組概要

①市町等から、学生と共に解決したい課題を募集し、11テーマについて高等教育機関の学生等とのマッチングを実施（参加学生113名）また、学生団体の地域貢献活動やその成果を県民の皆さんと共

有することを目的とする『学生』×『地域』の取組事例発表会「ベストプラクティスコンテスト」(発表・展示団体数17団体)と、学生と地域が連携する優良事例を紹介し、参加者のノウハウを醸成することを目的とするパネルディスカッション形式の「大学・地域連携シンポジウム」を3月に同時開催(参加者数約150名)

- ②農地・農業用施設等の保全活動の取組拡大に向け今年度スタートした「日本型直接支払制度(多面的機能支払)」の普及を図る説明会を開催(説明会開催53回、参加者約2,600人)、保全活動の地域コミュニティ活動としての定着に向け、学校や自治会、NPOなどさまざまな主体の参画を促進
- ③大学生を中心とした少年警察学生ボランティア60人を委嘱し、当該ボランティア等の参画を得て、非行少年等の立ち直りを目的とした「少年の居場所づくり」を12回実施
- ④社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、関係機関・団体と連携した各種広報・啓発活動を実施(「命の大切さを学ぶ教室」を20校で開催、平成26年11月29日「犯罪被害者支援を考える集い」を開催、「犯罪被害者支援キャラバン隊」が熊野市、御浜町、紀宝町の3市町を訪問)
- ⑤「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、多くの県民の皆さんと連携して、飲酒運転^{ゼロ}をめざした教育及び知識の普及・啓発を実施、その一環として、大学等において、飲酒をはじめめる時期である若者への啓発を展開(啓発イベント10回、うち大学等での実施2回)
- ⑥日本語指導ボランティア研修(入門研修)を開催(参加者数83名)するとともに、多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語)で外国人住民に必要な行政や制度に関する情報を提供(情報掲載数:ビデオ情報24件、文字情報120件。ページビュー数:月平均約11,000)
- ⑦多言語相談窓口の設置、医療・災害時等のサポート体制の充実などに取り組み、外国人住民の地域社会への参加・参画を支援(相談窓口等相談件数783件、医療通訳育成研修(1回)、災害時外国人サポーター研修(紀北町、いなべ市)、外国人を主な対象とした避難所訓練(紀北町、いなべ市))
- ⑧NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベントを開催(いせ人権フェスタonバレンタインとの同時開催 参加者数約300名)
- ⑨日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、外国人児童生徒巡回相談員(12名)による日本語指導や、学校生活への適応指導の充実、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム(JSLカリキュラム*)の実践研究を実施
- ⑩日本語指導が必要な外国人生徒の支援を行うため、外国人生徒支援専門員(2名)を県立高等学校に配置
- ⑪外国人児童生徒のための教科指導研究推進会議を2回開催し、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム(JSLカリキュラム)を活用したわかりやすい授業づくりに向けた取組について協議を実施
- ⑫日本語指導が必要な生徒が在籍する高等学校を対象とし、日本語で学ぶ力の育成を目指したJSLカリキュラムの研究を行うとともに、JSLカリキュラムを活用したわかりやすい授業づくりに向けた取組を実施
- ⑬小・中・高等学校の外国人児童生徒教育担当者等を対象とした会議の開催(6回)
- ⑭市町教育委員会が行う外国人の子どもへの就学支援及び「初期適応指導教室*」の取組を支援(7市町)
- ⑮芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「障がい者芸術文化祭」を開催(ステージ発表(18組、188人)、作品展示(234点)、入場者数(2,030人))
- ⑯「三重おもいやり駐車場利用証」の申請受付及び交付事務を行うとともに、市町、ユニバーサルデザインアドバイザー、社会福祉協議会などと連携し「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓

- 発を実施するほか、さまざまな施設への「おもいやり駐車場」設置について事業者等に協力を依頼
- ⑰「美し国おこし・三重」のご縁づくり交流会を 37 か所で開催し、6,664 人が参加するとともに、専門家派遣を 26 件（延べ 71 回（日））実施、パートナーグループに最終 743 グループが登録
 - ⑱ 県民力拡大プロジェクトとして、「縁博みえ 2014」を 4 月～11 月に実施し、1,200 を超える地域づくりイベントが展開されるとともに、「三重県民大縁会」及び「第 32 回地域づくり団体全国研修交流会三重大会」を 11 月に実施
 - ⑲ 認定 NPO 法人が増加しない状況にあることから、認定 NPO 法人制度の浸透状況と今後の申請見通しを把握するため、平成 26 年 8 月に 640 の NPO 法人を対象として、アンケート調査を実施（260 法人から回答）。また、NPO の主体的な取組を推進するため、中間支援団体と連携し NPO グレードアップセミナー等を開催（延べ 16 回）
 - ⑳ NPO 活動について県民の理解を深め参加につなげるため、「市民活動・NPO 月間」（12 月）を中心に各地域の取組との一体感を感じられるよう工夫して実施するとともに、リーディング産業展等への出展を行い、県民・企業へ情報発信。県民交流センターでは、情報をわかりやすく伝えるため「市民活動・ボランティアニュース」をリニューアル。「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」を、研修資料や法人向けの参考事例集として活用
 - ㉑ 「みえ災害ボランティア支援センター」設置マニュアル（風水害編）を策定し、支援センターとして 11 月の県総合防災訓練に参画するとともに、市町における災害ボランティア受入態勢について再確認。県内の大規模災害発生に備え、県内外からのボランティアを円滑に受け入れるため、支援センターのあり方に関する意見交換会を、関係団体や有識者等により開催（4 回）。さまざまな分野の NPO による被災者支援の活動を促進するため、「多分野の協働で災害を乗り越えるための研修会」を開催（6 回）

平成 26 年度の成果と残された課題

- ① 地域の皆さんと大学生等が地域の課題について意見交換等を行う「学生」×「地域」カフェ（交流フォーラム）については、前年度と同規模で課題等を抱える地域と学生のマッチングを進めました。また、県内高等教育機関と県で開催している「大学サロンみえ」に「連携促進ワーキンググループ」を設置し、学生が参加する地域活動情報一元化について検討しました。今後、検討結果を踏まえ、取組の具体化を図る必要があります。
- ② 農地・農業用施設・景観の保全活動の取組を拡大させるため、これまでの「農地・水保全管理支払」を拡充して、今年度新しく創設された「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」の普及啓発を図る説明会の開催等に取り組み、取組組織は 229 組織増加し 546 組織に、取組面積は 7,321ha 増加し 24,328ha となりました。新たに取り組む活動組織において、子どもたちと地域が一体となった保全活動が円滑に実施できるよう、体制づくりを支援する必要があります。また、学校や自治会、NPO などさまざまな主体が参加する保全活動の持続的発展に向け、地域の人材育成や持続的に活動を支える体制づくりにより、地域コミュニティ活動として定着させていく必要があります。
- ③ 大学生を中心とした少年警察学生ボランティア 60 人を委嘱し、農業体験等の居場所づくり活動を実施するなど、非行少年等の立ち直り支援活動を推進しました。今後とも、更なる活動の推進を図っていく必要があります。
- ④ 「命の大切さを学ぶ教室」の受講者約 7,500 人にアンケート調査を実施した結果、約 98% が「命を大切にしなければならない」、約 97% が「被害者や遺族の人たちは、大変な思いをしている」と回答しており、命の大切さや被害者等が置かれている現状に対する理解が深まっていると言えますが、

引き続き、犯罪被害者等への配慮や協力への意識を涵養しつつ、犯罪を起こしてはならないという規範意識と犯罪の被害に遭わないという防犯意識の高揚に取り組む必要があります。

- ⑤「三重県飲酒運転〇をめざす基本計画」をふまえ、多くの県民の皆さんと連携し、飲酒運転〇をめざすキャンペーンや飲酒運転〇メッセージ運動などの取組を県内各地で展開することにより、飲酒運転事故件数が対前年比で8件減少しました。飲酒運転の根絶へ向け、大学生等との連携を図り、飲酒運転〇をめざした教育および若者への効果的な啓発を進めていくことが必要です。
- ⑥多言語ホームページでは、外国人住民を支援するNPOなどの活動を紹介する映像情報を提供することで、外国人住民の地域社会への積極的な参加・参画についての理解を深めてもらうことができました。より多くの国籍の外国人住民に対して、より関心が高い話題を取り上げていく必要があります。
- ⑦医療通訳制度の発展・定着に向け、医療通訳育成研修を開催して医療通訳人材の育成に努めました。また、公開セミナーを開催し、医療機関関係者や外国人住民等に、医療通訳制度の周知を行いました。より多くの言語による医療通訳人材が、今後ますます求められることから、計画的な人材育成が必要です。
- ⑧多文化共生啓発イベントでは、外国人住民とイベント参加者がグローバルな視点で意見交換を行うワークショップをあわせて開催しました。多文化共生社会づくりには、異なる文化を受け入れる共通認識が不可欠であることから、さまざまな団体等の主体的な参加促進や連携強化などへ取組を広げていく必要があります。
- ⑨日本語指導と教科指導の統合を目指した授業における指導方法を工夫・改善するために、指定校（小中学校16校（委託7市））や拠点校（飯野高校）を中心に実践研究を進めました。これまで実践の少なかった教科の指導事例も収集して、事例集（小中学校：30事例（国語、算数・数学、社会、理科、英語、家庭、総合的な学習の時間）、高校：10事例（国語、数学、理科、社会、英語）としてまとめ、研修会等（小中学校は委託7市以外に10市町の担当者が参加）で教科を拡大して情報共有しました。今後も、指導事例をより多くの学校に普及するとともに、効果の検証を行う必要があります。
- ⑩外国人児童生徒教育担当者会議（対象：県内の公立小中学校及び日本語指導の必要な外国人生徒が在籍する高校の外国人児童生徒教育担当者）を県内6地域で開催し、日本語指導やJSLカリキュラムに基づいた指導の方法について共有を図りました。また、小中学校・高校間において日本語の理解力や学習状況を円滑に引継ぐための方策について協議をしました。その中で、鈴鹿市の中学校と飯野高校では、試行的に中学校がカルテを作成し、高校への引継ぎを行いました。今後は、その方法、引継ぎ項目、内容、成果について検証を行うとともに、実施地域の拡大に努める必要があります。
- ⑪「障がい者芸術文化祭」について、地元ケーブルテレビやタウン情報誌なども含めた効果的な広報や、特別支援学校特設コーナーの設置、ステージ発表や展示作品の確保など開催市と連携した取組を進めた結果、伊賀地域を中心に多くの展示、発表があり、入場者数も増加しました。引き続き、展示作品等や入場者数の増加に努め、障がい者の社会参加を促進していくことが必要です。
- ⑫「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数は27,244人、駐車場の登録届出数は1,961施設・3,956区画となり、着実に当制度が定着しつつあります。しかし、依然として利用証を掲示していない車が多く見られます。
- ⑬「美し国おこし・三重」については、パートナーグループに、743のグループ・団体が登録し、これらの活動分野は、防災、福祉、教育、環境、まちづくり等、さまざまな分野へと広がりをみせ、さらには、複数のグループ・団体が連携した取組事例も増えるなど、パートナーグループによる地

域を元気にしようとする自主的・主体的な地域づくりの機運も着実に向上しました。また、パートナーグループによるものづくりやイベントの開催、地域コミュニティの再生等、さまざまな主体と連携した取組が展開されることで、パートナーグループの活動が、地域での高齢者の生きがいづくり、障がい者の自立支援、人と人との交流促進といった身近な暮らしの充実にもつながりました。

4月から11月に実施した地域づくりの博覧会「縁博みえ2014」では、パートナーグループ等が実施する1,200以上のイベントが県内各地で行われ、地域内外や分野を超えた交流・連携が図られました。11月に開催した「三重県民大縁会」では、139のパートナーグループによる出展や発表が実施され、参加・来場者数は2万2千人を超えるなど、県民の皆さんとパートナーグループの方々との交流・連携を深めることができました。また、同月に開催した「第32回地域づくり団体全国研修交流会三重大会」では、1千人を超える県内外からの参加者が県内各地で交流を深めるとともに、三重県の地域づくりの成果を全国へ発信しました。

- ⑭認定制度のアンケートに回答した法人のうち、申請への意欲を示した法人に声掛けを行った結果12件の相談がありましたが、申請への意欲を示した法人及び相談のあった法人に対して、組織運営や会計等の指導を行うことで申請法人の増加に努める必要があります。また、引き続き中間支援団体と連携して、NPOの主体的な取組を促していく必要があります。
- ⑮「市民活動・NPO月間」を中心に、地域の市民活動センターと連携してPR活動を実施しましたが、引き続き中間支援団体との連携を深めて取り組んでいく必要があります。また、県民・企業等への情報発信については、イベント出展等を行いました。さらに多くの県民の関心を引き付ける工夫が必要です。
- ⑯みえ災害ボランティア支援センターのあり方に関する意見交換会の結果を報告書としてまとめました。みえ災害ボランティア支援センターの運営体制について、引き続き検討する必要があります。また、NPOが災害時に主体的な支援活動を行えるよう取組を促すとともに、現地災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、関係者の連携強化を促進する必要があります。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

- ①組織力を上げていくための牽引者の目標となるレベルをどのあたりに持っていか。団体も違い、方針や今までの活動実績も違う中で、リーダーを育てるためにどのような基準を持っていくのか、どう連携すればよいのか難しい。
- ②津市民サポートセンターでは、相談業務でワンストップの窓口としていこうと考えているが、各分野の専門家ではないので、情報を共有できるビッグデータがあればよいと思っている。
- ③NPO、企業、行政などいろんな方がテーマについて話し合える場が必要である。異なるセクターが集まり議論すると新たな施策が生まれると考える。
- ④市民活動から生まれる新しいビジネスを現実の経済社会にブリッジを架けるという視点で、外国語を通訳しているアクティブ・シチズンや市民活動と、海外から観光客を誘致するなどの事業をつなぐことも大事である。
- ⑤県が求めているNPOがどのような団体かわかるよう表彰制度を整えてもらいたい。
- ⑥学生が地域活動に参加する場合の仕組みとして「支援センター」は、情報の一元化という点でわかりやすい仕組みである。地域への支援ということで学生だけでなく、いろんな人が参加できるものにしてもらいたい。

平成27年度の改善のポイントと取組方向

- ①より多くの学生が地域活動に参画することを目指し、「学生」×「地域」カフェの取組等で得た成果と課題を踏まえ、「大学サロンみえ」等において具体的な制度設計を行い、学生が参加する地域活動

情報一元化の仕組みを構築します。

- ②平成 27 年度から、「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」が法律に基づく安定的な制度となることから、引き続き、取組拡大に向けた推進を行うとともに、これらの活動を地域の子もたちや若者が参加する地域コミュニティ活動として定着させていくために、学校や自治会、NPO などへ積極的に働きかけることによりさまざまな主体の参画を促進します。
- ③平成 27 年度も引き続き、非行少年等の立ち直りを図るため大学生を中心とした少年警察学生ボランティアを 60 人委嘱し、12 回の非行少年等の立ち直り支援を目的とした「少年の居場所づくり」に取り組むなどして、少年の非行防止活動等の核となる人材の育成も視野に入れ、子ども・若者の県民力の向上に取り組みます。
- ④社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するため、関係機関・団体と連携し、「命の大切さを学ぶ教室」の更なる充実を図るとともに、若者の参加促進を図った上で、「犯罪被害者支援を考える集い」、「犯罪被害者支援キャラバン隊」等の広報啓発活動を実施します。
- ⑤飲酒運転^{ゼロ}をめざした啓発については、大学生等との連携・参画のもと、大学祭等での啓発事業を効果的に展開します。
- ⑥多言語ホームページの対応言語数を 6 言語（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語、フィリピン語、中国語）に増やすとともに、防災や教育など外国人住民の関心が高い話題を取り上げるなど、内容の充実を図ります。
- ⑦市町・NPO 等と連携して、同行型および配置型の医療通訳の利用促進に取り組みます。医療通訳育成研修を 4 言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語）で実施し、医療通訳の人材育成に努めるとともに、医療通訳制度のあり方について考えるセミナーを開催します。また、医療通訳に関する国の動向を注視しつつ、医療機関等と連携して取り組みます。
- ⑧多文化共生社会づくりに向け、新たな団体等との連携・協働の充実に取り組みます。多文化共生のための啓発イベントを新たな地域で開催し、さまざまな主体に参画していただくことで、多文化共生の意識の浸透を図ります。
- ⑨小中学校においては、外国人児童生徒巡回相談員（12 名）を外国人児童生徒の在籍状況に応じて計画的・効果的に派遣して学習支援等を行うとともに、高校においては、外国人生徒支援専門員（2 名）を飯野高校に配置し、日本語の支援や進路相談等を行います。また、平成 26 年度までの 3 年間で進めてきた JSL カリキュラムに係る実践研究をもとに、研修会や学校訪問等をとおして効果的な指導事例の普及・活用を進めるとともに、指定校等において、児童生徒及び教員へのアンケート等をもとにした効果の検証を進めます。
- ⑩鈴鹿市の中学校と飯野高校で試行的に行ったカルテを用いた引継ぎについて、その方法や内容の検証を行うとともに、外国人生徒の多い地域への拡大を図ります。
- ⑪「障がい者芸術文化祭」への参加者数、入場者数がより一層増加するよう、開催方法や広報等について検討し、開催地と連携して開催します。
- ⑫「三重おもいやり駐車場利用証制度」の啓発を行い、適正な制度の運用を図るとともに、駐車場の登録について事業者等に協力を依頼します。また、妊産婦、子育て中の人への配慮や支援を強化するため、妊産婦の「おもいやり駐車場利用証」の有効期間の拡大等を検討します。
- ⑬認定 NPO 法人数の増加に向けて、認定申請を考えている NPO 法人の意欲がさらに高まるよう情報提供や助言等をきめ細かに行うとともに、中間支援団体と連携して各種セミナーを開催し、寄附や融資の活用等による NPO 法人の運営基盤強化を促します。
- ⑭「市民活動・NPO 月間」においては、みえ県民交流センター指定管理者や地域の市民活動センターとの連携・協働をさらに強化して情報発信に取り組みます。また、NPO・市民活動の意義や役割について、県民に向けてより分かりやすい形での情報提供に努めます。

⑮大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、みえ災害ボランティア支援センターの運営体制について、引き続き検討します。また、NPOが災害時に専門性を発揮して支援活動に参加する意識の醸成に取り組みます。市町におけるマニュアル策定や訓練の実施を通して、現地災害ボランティアセンターの関係者（市町・市町社会福祉協議会・NPO等）の「顔の見える関係づくり」を促します。

【主担当部局：戦略企画部】

めざす姿

「みえ県民カビジョン」に基づく政策が進むとともに、県民の皆さんとの「協創」の取組が広がることで、成果が県民の皆さんに届き、幸福実感が高まっています。

平成 27 年度末での到達目標

「選択・集中プログラム」をはじめ、「行動計画」に基づく施策、事業に取り組むことにより、県政の課題解決が進み、県民の皆さんが取組の成果を感じ始めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	「県民指標」の目標を達成した施策の割合は、48.2%となり目標の70.0%に達していませんが、4つの「活動指標」のうち2つが目標達成していることや、56施策のうちA評価が10施策、B評価が42施策で、B評価以上が52施策と約93%を占めることから、進展度をB(ある程度進んだ)と総合的に判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A(進んだ)、B(ある程度進んだ)、C(あまり進まなかった)、D(進まなかった)】

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
各施策の「県民指標」の達成割合	/	70.0%	70.0%	70.0%	0.69	70.0%
	—	48.2%	46.4%	48.2%		/

目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方

目標項目の説明	「県民指標」の目標値を達成した施策が全施策に占める割合
27年度目標値の考え方	「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」における各施策の主指標の達成割合(53.3%)を参考にしつつ、県民の皆さんに成果を届けることを県政運営の基本姿勢に掲げていることから、70%が妥当であると考え設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
40101 「みえ県民カビジョン」の進行管理	各施策の「県の活動指標」の達成割合	/	80.0%	80.0%	80.0%	0.83 ~0.84	80.0%
	「選択・集中プログラム」の数値目標の達成割合	—	60.9%	62.6%	66.5% ~67.5%		/
40102 広域連携の推進	新たに実施する広域連携事業の数(累計)	/	5件	10件	(達成済)		20件
		—	9件	22件	36件		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
40103 高等教育 機関との連携の 推進	学生と地域のさ まざまな主体と の交流フォーラ ムの開催回数		5回	5回	5回	1.00	5回
		—	5回	12回	11回		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	116	71	72	71	1,835
概算人件費		180	211	195	
(配置人員)		(20人)	(23人)	(22人)	

平成26年度の取組概要

- ①各部局が「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を的確に運用し、「みえ県民カビジョン・行動計画」における各施策等の目標を達成できるよう、政策協議を春と秋に開催するほか、必要な支援や助言を行うなどの確な進行管理を展開。また、県政における政策課題に関して、知事が専門的かつ総合的な知見をもつ方と意見交換を行う「三重県経営戦略会議」を4回開催。加えて、次期行動計画に向けた調査・研究を実施
- ②県民の皆さんの参画のもと、「新しい豊かさ協創プロジェクト」の進行管理を行う推進会議を、5つの協創プロジェクトごとに開催（全12回）
- ③県民の皆さんの幸福実感の推移等を把握し、県政運営に活用するため、平成25年度に実施した「第3回みえ県民意識調査」結果の詳細を公表、第4回調査を実施
- ④新しい三重づくりのための政策創造及び提言、政策創造員の政策創造能力の向上等を図るため、部局等の推薦を受けた職員などで構成する政策創造員会議において、調査・研究活動を実施（4テーマ）
- ⑤平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づく番号制度の導入にあたり、県の事務への影響を把握
- ⑥県境を越えて取り組むべき広域的な課題の解決に向けて、他の自治体や全国知事会等と情報共有・意見交換を実施。また、地方の視点からの政策課題の解決に必要な国の制度創設・改正等について、国に提言・提案活動を実施
- ⑦「学生」×「地域」カフェを通じて得られた地域や学生とのつながりや、学生募集のノウハウを生かして、学生の地域活動への参加を促進。また、平成24年度からの取組で得られた成果や課題を反映し、高等教育機関と地域との連携の仕組みづくりに向けて、県内高等教育機関と具体的な協議を実施
- ⑧事前防災及び減災の取組を進めるため、国の国土強靱化基本計画等を参考に、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに脆弱性調査を実施し、平成27年3月に、同調査結果を踏まえた今後の取組方針を記載した「三重県国土強靱化地域計画（仮称）」の中間案を作成

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「みえ県民カビジョン」の的確な進行管理のため、知事と各部局長等による「春の政策協議」を行い、そこで明らかになった前年度の施策等の成果や課題、改善方向を「成果レポート」として公表しました。また、知事と各部局長等による「秋の政策協議」や、有識者で構成される「三重県経営戦略会議」（上期に3回開催）での意見交換を踏まえ、「平成27年度三重県経営方針（案）」を取りまとめました。平成26年度における各施策の「県民指標」等が目標に到達していないことから、目標達成に向けて、引き続き的確な進行管理をしていく必要があります。

- ②「新しい豊かさ協創プロジェクト」については、5つのプロジェクト毎に推進会議を開催し、各委員から現場での実践経験を踏まえた意見をいただきながら、課題や解決策について議論しました。なお、推進会議の主な意見は、「成果レポート」に記述しています。今後、推進会議において委員から出された意見を、プロジェクトのさらなる改善につなげていく必要があります。
- ③人口の社会減対策については、国の地方創生の動きに先立ち、「三重県経営戦略会議」において、平成25年度第4回以降3度にわたって議論をいただけてきました。その後、平成26年12月に国の「長期ビジョン」及び「総合戦略」が閣議決定されたことから、県においても「地方人口ビジョン」及び「県版総合戦略」を策定するため、平成27年1月に、知事を本部長とする「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部」を設置し、平成26年度中に3回の会議を開催しました。平成27年3月には、「三重県人口ビジョン（仮称）骨子案」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）骨子案」を作成するとともに、幅広い関係者の方から意見をいただくため、住民代表や産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、メディア（産官学金労言）の代表者等で構成する「三重県地方創生会議」を設置しました。引き続き、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」の策定に向けて、的確に対応していく必要があります。
- ④第3回みえ県民意識調査の結果が「平成27年度三重県経営方針」の策定や当初予算議論の際の資料等として活用されるよう、専門家の助言も得ながら詳細な分析を行い、分析結果をまとめたレポートを平成26年8月に公表しました。第4回みえ県民意識調査についても、これまでの調査結果や時代の変化等を考慮した調査内容の見直しを図り、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の年間スケジュールにおいて、適切に活用できるよう、集計、詳細分析を進めていく必要があります。
- ⑤社会保障・税番号制度については、情報システムの整備等に係る準備作業を進めており、引き続き導入に向けて、的確な対応をしていく必要があります。
- ⑥『「幸福実感日本一」の三重』を実現するためには、平和な社会であることが前提であり、これまでも平和に関するパネル展等により、県民の皆さんの平和への意識と理解が深まるよう、啓発に取り組んでいます。平成27年は戦後70周年という節目の年であり、それにふさわしい取組が必要です。
- ⑦県境を越えて取り組むべき広域的な課題の解決に向けて、他の自治体や全国知事会等と情報共有・意見交換を行いました。また、『「地方目線」の少子化対策』や「農地転用に係る許可権限の市町村への移譲と規制緩和」等について国に対し提言・提案活動等を行った結果、農地転用許可権限については、都道府県及び指定市町村に移譲されることとなりました。今後も引き続き、全国知事会等と連携しながら、県単独での解決が難しい課題に対して、より効率的、効果的に対応していくとともに、国等に対して地域の実情に応じた提言・提案を行っていく必要があります。
- ⑧地域の皆さんと大学生等が地域の課題について意見交換等を行う「学生」×「地域」カフェ（交流フォーラム）については、11テーマで課題等を抱える地域と学生のマッチングを進めたことで、大学生等が地域活動へ参画するきっかけの場を提供するとともに、参加学生や受入団体等を対象としたアンケート等を通じて、大学生等に地域活動への参画を促すための課題やノウハウを得ることができました。また、県内高等教育機関と県で開催している「大学サロンみえ」に「連携促進ワーキンググループ」を設置し、高等教育機関と地域との連携の仕組みづくりに向けた取組内容の検討に着手しました。今後、検討結果を踏まえ、取組の具体化を図る必要があります。
- ⑨大学進学時の若者の県外流出が顕著であるため、「県内高等教育機関の長と知事との意見交換会」を3回開催し、県内高等教育機関の魅力を向上させ、若者の県内定着を図るための取組内容の検討を進めました。人口減少社会において高等教育機関が地域の活力維持に果たす役割は大きいと見られ、引き続き県内高等教育機関の「地域の知の拠点」としての機能強化、魅力向上を促進する必要があります。

⑩事前防災及び減災の取組を進めるため、パブリックコメントや市町、県議会からの意見を参考に、平成 27 年 6 月をめどに、「三重県国土強靱化地域計画（仮称）」を策定する必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向（戦略企画部 副部長 村上 巨 電話 059-224-2009）

- ①平成 27 年度は「みえ県民カビジョン・行動計画」の最終年度にあたるため、各部局等が目標達成に向けて必達意識をもって取り組めるよう、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」に位置づける政策協議等を通じて、必要な支援や助言を行うなど、的確な進行管理に努めます。
- ②「新しい豊かさ協創プロジェクト」の 5 つのプロジェクト毎の目標達成に向けて、県民の皆さんの参画のもと、「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議」を開催します。平成 27 年度は、プロジェクトの最終年度となるため、各プロジェクトの検証や評価を行うとともに、成果を取りまとめ、共有を図ります。
- ③社会情勢の変化や国の動き等を踏まえ、次期「みえ県民カビジョン・行動計画」を策定します。また、人口減少への対応や地域活性化に向け、市町等とも連携しながら、「三重県人口ビジョン（仮称）」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」を策定します。
- ④みえ県民意識調査については、県民の皆さんの幸福実感の推移等を把握し、県政運営に活用するため、これまでの調査結果や時代の変化等も考慮し、継続的な改善を行うとともに、調査を実施します。
- ⑤社会保障・税番号制度については、平成 28 年 1 月予定の個人番号利用開始、平成 29 年 7 月予定の全国的な情報ネットワーク接続に向けて、必要となる情報システムの整備や条例改正等を進めます。
- ⑥平成 27 年は戦後 70 周年を迎える節目の年であり、未来を担う若い世代をはじめとする多くの皆さんに、改めて平和の尊さと大切さについて考えていただく機会として、「平和の集い」を開催するとともに、戦争体験者の貴重な体験談等を記録として保存するほか、三重県総合博物館での展示を行うなど、戦争の悲惨さと平和への想いを次世代につなぐための取組を関係部局と連携して実施します。
- ⑦全国知事会やブロック知事会だけでなく、圏域にとらわれず共通課題を有する他県との連携を進めます。また、地方の視点からの政策課題の解決に必要な国の制度創設・改正等について、知事会や他の自治体とも連携して、国に対して提言・提案を行います。
- ⑧高等教育機関と地域との連携の仕組みづくりに向けて、学生が参加する地域活動の情報を一元化し、学生への情報提供やマッチングのフォローを行うコーディネーターを配置した「学生地域活動支援センター（仮称）」を設置します。
- ⑨若者の県内定着に向けて、「県内高等教育機関の長と知事との意見交換会」での検討内容等を踏まえて、「高等教育機関コンソーシアムみえ（仮称）」の構築の検討など、県内高等教育機関の魅力向上に向けた取組を促進します。また、人口減少社会において高等教育機関が地域の活力維持に果たす役割は大きいと、県内高等教育機関が行う学生の確保・県内定着、地域貢献等、地方創生に資する取組を支援します。さらに、県内企業への就職等を条件に、大学の奨学金の返済を軽減・免除する制度の創設について具体的に検討します。
- ⑩人づくり政策の総合調整を行う体制を整備し、各部局の人づくりに係る施策を県全体として整合性を確保しながら計画的に推進します。また、知事と教育委員会が教育に関する課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政に取り組むため、「総合教育会議」を開催し、教育施策大綱を策定します。
- ⑪学習者の視点からの「学び」の選択肢拡大に向けて、有識者を交えた検討懇話会を設置し、夢や希望あふれる大胆な提案を含めた議論・検討を行い、先駆性のある施策の提案につなげます。
- ⑫概ね 10 年先を見据えた、大規模自然災害に対する県の国土強靱化の取組方針である「三重県国土強靱化地域計画（仮称）」を、平成 27 年 6 月を目途に策定します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：戦略企画部】

めざす姿

県政に対する理解と関心が深まるとともに、より効果的な県政運営が実施できるよう、県政情報が適切に発信されています。

また、県政の質を高め、参画がより一層進むよう、県政に対する意見・提言等が適切に把握されています。

これらにより、県民等の個人情報適正に管理されている中、県民の皆さん、企業、市町、県などの間で、必要な情報の共有が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんへの一方的なお知らせにとどまらず、多様な媒体を活用した情報発信を行うなど、県民の皆さんが必要とする県政情報が容易に入手できるような広報活動を展開するとともに、県民の皆さんの声を幅広く受信する広聴機能がより一層充実しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	「県民指標」「活動指標」とともに目標値に達しなかったため、あまり進まなかったと判断しました。 なお、平成 26 年度に「三重県広聴広報アクションプラン」を策定したところであり、全庁一体となって戦略的な広聴広報活動の充実に取り組んでいきます。
----------	------------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
得たいと思う 県情報が得ら れている県民 の割合	/	55.5%	58.0%	59.0%	0.82	60.0%
	54.2%	57.8%	56.7%	48.6%		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	e-モニターを活用した調査で、得たいと思う県政情報が「十分入手できている」「概ね入手できている」と感じている県民の割合
27 年度目標 値の考え方	県民の皆さんが求める情報は多岐にわたる上、説明責任の観点から発信すべき情報もあることから、現状値を1割向上させることを目標に 60.0%に設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
40601 効果的 な広聴広報機能 の推進 (戦略企画部)	県のホームペー ジ（トップペー ジ）へのアクセ ス件数	/	172 万件	174 万件	154 万件	0.82	178 万件
		161 万件	143 万件	130 万件	126 万件		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
40602 統計情報 の効果的な発信 と活用の促進 (戦略企画部)	統計情報利用件 数 (みえ DataBox アクセ ス件数)		860,000 件	870,000 件	880,000 件	0.96	890,000 件
		851,640 件	771,789 件	848,541 件	841,514 件		
40603 行政情報 の積極的な公開 と個人情報の適 正な保護 (戦略企画部)	公文書や個人情報 の開示決定等 における開示・ 非開示判断の適 正度		80.0%	80.0%	80.0%	0.89	80.0%
		76.9%	34.8%	42.1%	71.4%		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	543	512	577	594	1,269
概算人件費		586	616	604	
(配置人員)		(65人)	(67人)	(68人)	

平成26年度の取組概要

- ① ICTの普及により多様化するコミュニケーション構造に対応した広聴広報活動や、少子高齢化・人口減少、人や企業の誘致、定住促進など激化する地域間競争に向けて、ターゲットを明確にした訴求効果の高い広報活動など、県の情報発信のあり方を大きく見直すことが求められているため、「三重県広聴広報基本方針」に基づく「三重県広聴広報アクションプラン」(以下、「アクションプラン」)を策定
- ②平成26年4月から県広報紙「県政だより みえ」の各戸配布を廃止し、データ放送による県政情報の配信とともに、紙版県政だよりの公共施設やスーパー等の民間施設への配置を開始
- ③データ放送を補完するためのチラシの新聞折込をはじめ、「テレビ」「ラジオ」「県ウェブサイト」などの各広報媒体を活用し、県の施策や事業等の県政情報を発信
- ④知事が行う記者会見(定例会見23回、日々の会見78回)をはじめ、報道機関に積極的に県政情報を提供し、記事やニュースに取り上げてもらうパブリシティ活動を実施
- ⑤県民の皆さんの意見や提案を県政運営に生かしていくため、「県民の声相談」や「IT広聴事業(e-モニターアンケート)」(14回)を実施。現場を重視した県政を展開するため、職員による「みえ出前トーク」(173回開催、7,667人参加)や知事が現場に赴く「みえの現場・すごいやんかトーク」(30回開催、331人参加、12月9日100回メモリアルを含む)を実施
- ⑥県ウェブサイトの安定稼働の確保及び現行システムの老朽化等に対応した再構築の実施(平成26～27年度。平成28年4月リニューアル。)
- ⑦住宅・土地統計調査、漁業センサス等の5年周期調査、工業統計調査、学校基本調査等の毎年調査、労働力調査、人口推計調査等の毎月調査等に取り組み、迅速かつ正確なデータ収集、精査、集計等を実施
- ⑧主要経済指標等の最新の統計情報をインターネット(「みえ DataBox」)や刊行物で提供するとともに、「統計でみる三重のすがた」や「三重県統計書」「三重県勢要覧」を作成、刊行
- ⑨情報公開事務に関する研修(23回、684人受講)及び個人情報保護に関する研修(18回、1,201人受講)を開催するとともに、「開示請求事務の手引」と「個人情報保護ハンドブック」を改訂し、情報公開・個人情報保護制度の的確な運用のための支援を実施

- ⑩「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく「特定個人情報保護評価」の第三者点検を実施するため、個人情報保護条例の一部改正を行うとともに、関係課との協議・調整等を実施

平成28年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① アクションプランに基づく取組として、広聴広報にかかるイントラページの開設、職員向け研修を行いました。引き続き、政策（事業）と広聴広報活動を一体的・戦略的に進めるための総合調整を行い、メディア連携やプロモーションなど組織横断的にマネジメントできるよう、広聴広報体制の強化を図る必要があります。また、メディア活用においては、多様な広報媒体を活用したメディアミックスによる情報発信に取り組む必要があります。さらに、インナー広報（庁内広報）を強化し、県政の推進方向や主要施策の目的を、職員一人ひとりが理解し、県の「広聴広報パーソン」として行動できるよう取り組む必要があります。
- ② データ放送版及び紙版の「県政だより みえ」や「テレビ」「ラジオ」「ウェブサイト」などの各広報媒体を活用し、県の施策や事業等の県政情報を発信しました。媒体の特性を生かして、これまで以上に県政情報をわかりやすく県民の皆さんに届ける必要があります。また、データ放送版「県政だより みえ」の配信及び紙版県政だよりの公共施設・民間施設への配置について広く周知するとともに、県民の皆さんのご意見等をふまえ、情報提供の手法を改善していく必要があります。
- ③ 県ホームページ（トップページ）へのアクセス件数は前年比で3%減少していますが、ホームページ全体のアクセス総数は、1,254万件とこれまでの最高値を記録しています。今後、ソーシャルメディア（ツイッターやフェイスブック等）との連携など、県民との接点となる広報媒体の拡大・充実を図り、より効果的な広聴広報活動を展開していくことが重要です。
- ④ 報道機関への情報提供に関して各部局を支援することにより、一定の効果的な情報提供が行われましたが、情報提供のわかりやすさやタイミングなど、さらなる質の向上が課題となっています。
- ⑤ 県民の皆さんの意見や提案を県政運営に生かすため、「県民の声相談」「IT広聴事業」等の広聴活動を実施しています。今後とも意見や提案を幅広く受信する必要があります。
- ⑥ 県ウェブシステムは安定的に稼働しているものの、システム環境の老朽化・複雑化により利用者の利便性の低下など多くの問題点・課題を抱えており、システムの抜本的な見直しに取り組んでいるところです。平成28年4月のリニューアルに向け、システムの最適化に取り組むとともに、既存データの移行作業など、各部局と連携し、効率的に進めていく必要があります。
- ⑦ 経済センサス-基礎調査、商業統計調査、全国消費実態調査、農林業センサス等の5年周期調査、工業統計調査、学校基本調査等の毎年調査、労働力調査、人口推計調査等の毎月調査等に取り組み、迅速かつ正確なデータ収集、精査、集計、推計を実施しました。今後とも、着実に調査を実施していく必要があります。
- ⑧ 主要経済指標等の最新の統計情報をインターネット（「みえDataBox」）で提供するとともに、「統計でみる三重のすがた」や「三重県統計書」、「三重県勢要覧」を作成、刊行しました。また、統計の普及に資する等のために「三重県民手帳」の発行に向けて取り組みました。さらに、統計グラフ三重県コンクールなど、統計を身近なものと感じることで、統計調査への協力と統計情報の利活用の推進を図りました。今後とも統計の普及と利活用を推進していく必要があります。
- ⑨ 情報公開事務が適正に執行されるよう、研修内容の充実等を図っていく必要があります。
- ⑩ 平成26年度も個人情報漏洩事案が発生しており、個人情報の適正な取扱いや管理の徹底について各実施機関に文書で注意喚起をしたところであり、引き続き、条例の適正な運用を図っていく必要があります。

- ⑪特定個人情報については、従来の個人情報よりもさらに厳格な保護措置を講じることとされていることから、各実施機関による「特定個人情報保護評価」が的確に行われるとともに、適正な取扱い等を周知徹底していく必要があります。

- ①アクションプランに基づく取組を本格的に進めることとし、メディア戦略やプロモーションの組織横断的なマネジメントに外部専門家のノウハウを活用します。さらに、広聴広報活動が政策（事業）と一体となって展開できるよう、広聴広報戦略会議を設置し、基本事項等の意思決定や、部局間の情報共有を行います。
- ②本県の認知度向上・イメージアップを図るとともに、販路拡大や誘客につなげていくため、プロモーションサイトを設置するなど本県に関する興味・関心を喚起する取組を各部局と連携して展開します。
- ③「県政だより みえ」については、広報媒体のベストミックスによる、より効果的・効率的な県政情報の発信を行います。例えば、写真・図表やイラスト等のビジュアルに強い紙版では政策的内容を、速報性がありアクセスが容易なデータ放送版ではイベントやお知らせ情報の掲載を充実するなど、平成 28 年度からのメディアの特性を生かした情報発信の充実に向けて、平成 27 年度から準備を進めます。
- ④「県民に正しく伝えること」を追求したプレスリリースの提供など、県庁全体のパブリシティ活動の質がさらに向上するよう、各部局へのより効果的な支援・助言に取り組めます。
- ⑤県民の声相談や職員と県民の皆さんとのトーク事業、「IT 広聴事業（e-モニターアンケート）」など既存の広聴ツールの有効活用のほか、ターゲットを絞った事業評価が可能となる効果的な広聴ツールの導入など、県民の声を幅広く収集し、県民の意見やニーズを県政に反映するよう努めます。
- ⑥県ウェブシステムについて、平成 28 年 4 月のリニューアルに向けたシステムの再構築（平成 26～27 年度）に取り組む中で、システムの最適化はもとより、より「質」の高い情報発信が実現できるよう、部局と連携した業務プロセスの確立に努めます。
- ⑦ソーシャルメディアの効果的な活用について検討し、本県の知名度の向上・イメージアップに努めます。
- ⑧国勢調査等の各種統計調査に取り組み、迅速かつ正確なデータ収集、精査、集計を実施します。また、統計関係者の功績を表彰し、士気を高揚することによって、統計調査の円滑な実施を図ります。
- ⑨主要経済指標等の最新の統計情報をインターネット（「みえ DataBox」）等で提供していくとともに、「統計でみる三重のすがた」や「三重県統計書」「三重県勢要覧」を作成、刊行し、県民生活や企業活動、市町等で利活用していただけるよう提供していきます。また、統計グラフ三重県コンクール、「三重県民手帳」の発行などで県民の皆さんに統計を身近なものと感じていただくことで、統計の普及と利活用の推進及び統計調査への理解促進を図ります。
- ⑩情報公開・個人情報保護制度研修を充実させ、職員の一層の意識の向上・醸成を図り、制度を的確に運用します。
- ⑪特定個人情報の保護について、各実施機関による「特定個人情報保護評価」が的確に行われるようにするとともに、個人情報保護条例を改正し、適正な取扱い等を周知徹底していきます。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

3 三重県人口ビジョン（中間案）及び 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（中間案）について

以下の資料（6月3日全員協議会配布資料）をご覧くださいようお願いします。

- 三重県人口ビジョン（仮称）中間案
- 三重県人口ビジョン（仮称）資料編
【市町別・地域別データ集】（案）
- 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）中間案

4 広域連携の取組について

県単独では解決することが難しい課題に対し、より効率的、効果的に解決していくため、県域を越えた交流・連携を推進しています。

また、共通課題等を有する知事との二県知事懇談会も開催しています。

1 平成 26 年度の各種知事会議の開催結果

知事会議等の名称	構成府県市等	平成 26 年度開催状況
全国知事会議	47 都道府県	H26. 7. 15～16 佐賀県唐津市 H26. 11. 7 東京都 H27. 1. 8 東京都
中部圏知事会議	中部 9 県 1 市 (三重、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、名古屋市)	H26. 6. 2 愛知県名古屋市 H26. 10. 31 富山県富山市
東海三県一市知事市長会議	三重、岐阜、愛知、名古屋市	※H26 年度は日程の調整がつかず、開催されませんでした。
近畿ブロック知事会議	近畿 2 府 8 県 (三重、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、鳥取)	H26. 5. 22 徳島県松茂町 H26. 10. 29 和歌山県和歌山市
紀伊半島知事会議	三重、奈良、和歌山	H26. 7. 8～9 和歌山県那智勝浦町
自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク知事会合	13 県 (三重、青森、山形、石川、福井、山梨、長野、奈良、鳥取、島根、高知、熊本、宮崎)	H26. 7. 31～8. 1 三重県志摩市
二県知事懇談会	岐阜・三重	H26. 5. 14 三重県津市
	広島・三重	H27. 1. 27 三重県津市
	長野・三重	H27. 2. 9 長野県木曾町

2 平成 27 年度の各種知事会議の開催結果

(1) 全国知事会議

①開催日 平成 27 年 4 月 20 日(月)

②開催場所 東京都

③概要

- 国が策定予定の「まち・ひと・しごと創生基本方針」や「骨太方針」に対して、全国知事会として要請を行うにあたり、提言書の取りまとめに向けた意見交換が行われました。
- 「平成 28 年度の地方財政に係る論点」についての説明の後、地方創生のための新型交付金等について意見交換が行われました。
- 地方分権推進特別委員長（平井鳥取県知事）から「地方分権改革をめぐる状況」について、また、農地・農村臨時部会長（鈴木三重県知事）から、農地転用の権限移譲等に伴う今後の取組に関する「全国知事会申し合わせ」について、説明があった後、協議が行われました。

- 「集中復興期間の延長及び特例的な財政支援の継続等についての緊急提言」や「マイナンバー制度に関する要請(案)」について合意がなされ、関係省庁に要請を行うこととしました。

(2) 日本創生のための将来世代応援知事同盟

平成27年4月、地方への人の流れをつくり、東京一極集中型社会を変え、人口減少社会に立ち向かうトップランナーを目指す知事が同盟し、地方創生のため行動することをコンセプトに、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」が発足しました。

4月20日に開催された立ち上げ式では、設立趣旨の説明の後、岡山県でのサミット会合の開催や国に対する政策提言の実施について合意がなされた他、各県知事のスピーチ、設立宣言文の発表等が行われました。

加盟12県：宮城県、福島県、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、
広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県

[サミット in おかやま]

- ①開催日 平成27年5月23日(土)
- ②開催場所 岡山県岡山市
- ③概要

- 来賓の石破地方創生担当大臣とともに、同盟加盟知事によるキックオフ宣言が行われた後、全知事による地方暮らしのPRプレゼンテーションが行われました。
- 「子育て応援企業」の表彰式が行われ、最優秀賞を受賞した「井村屋グループ株式会社及び井村屋株式会社」ほか合計3社が表彰されました。また、受賞企業を代表して、同社が子育て応援の取組事例を発表しました。
- 来賓の有村少子化対策担当大臣、当日参加の9県知事等により、「結婚から子育て」をテーマに意見交換が行われました。
- 知事全員がイクボスとなり県庁から変える、女性の登用や男性の働き方の変革を求めることなどを内容とした「おかやま声明」を発表しました。

(3) 第95回近畿ブロック知事会議

- ①開催日 平成27年5月28日(木)
- ②開催場所 京都府京都市
- ③概要

- 「地方一般財源の総額確保」、「防災対策の推進」、「『地方目線』の少子化対策」、「高規格幹線道路の早期整備」、「計画的な農業農村整備の推進」など各府県から提案された国への提言項目について協議し、同種の項目は一体として取りまとめたうえで、国に提言していくこととなりました。

また、鈴木知事が追加提案を行いました教職員定数の維持に関する項目についても国に提言していくこととなりました。

なお、本県から提案した項目は、次のとおりです。

- ・「地方目線」の少子化対策
- ・高規格幹線道路の早期整備
- ・計画的な農業農村整備の推進
- ・教職員定数の維持（追加提案）

- 奈良県から地域医療構想策定の取組状況について説明があった後、意見交換が行われました。各府県の構想策定に際し、必要に応じて各府県の好事例や取組等を共有していくこととなりました。

（４）第 101 回中部圏知事会議

①開催日 平成 27 年 6 月 2 日（火）

②開催場所 福井県勝山市

③概要

- 国への提言項目について、各県市から提案された 21 項目及び鈴木知事が追加提案を行いました教職員定数の維持に関する項目について、修文等を行ったうえで、中部圏知事会議として国に提言していくこととなりました。

なお、本県から提案した項目は、次のとおりです。

- ・「地方目線」の少子化対策
- ・リニア中央新幹線の東京・大阪間早期全線整備
- ・計画的な農業農村整備の推進
- ・教職員定数の維持（追加提案）

5 人づくり政策の推進状況について

1 「学び」の選択肢拡大検討事業

(1) 概要

地方創生に向けて、学習者の視点からの「学び」の選択肢拡大が求められていることから、夢や希望あふれる大胆な提案を含めた議論・検討を行い、先駆性のある施策の提案につなげるため、有識者を交えた検討懇話会を設置します。

(2) 効果

委員から創造性のある助言や示唆に富んだ意見を聴取し、検討することを通じて、先駆性・革新性のある新しい施策の提案や既存の取組の付加価値の創造につなげます。

(3) 委員構成

人づくりの範囲を幅広くとらえた中で、いわゆる教育分野にこだわらず、目的を踏まえた多様な意見・提案が得られるような委員を8名程度選任します。

(4) スケジュール

6～7月	委員選定、依頼 「学び」の選択肢拡大に向けた取組検討のための調査、資料作成
7～8月	第1回検討懇話会
11月	第2回検討懇話会
2月	第3回検討懇話会

2 総合教育会議

(1) 会議の概要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を踏まえ、平成27年4月1日に知事と教育委員会を構成員とする「三重県総合教育会議」を設置しました。この会議は、知事と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本県の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して三重の教育行政に取り組むことを目的とするものです。

なお、設置に向けて、昨年度、準備会議を2回開催し、準備を進めてきました。

(2) 会議の協議事項

- ① 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策についての協議
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

(3) 会議の開催概要

① 第1回会議（4月23日）

議題：平成27年度の会議の進め方、教育施策大綱の内容について
主な意見

- ・県民総ぐるみの取組が必要。

- ・三重を大事にし、三重から世界を相手に活躍するグローバルな人材を育成することが必要。
- ・学校や地域の役割分担や責任を明確にすることが必要。

② 第2回会議（5月29日）

議題：子どもたちの体力向上について

主な意見

- ・幼稚園や保育所と学校の連携による、就学前からの取組が必要。
- ・学校において、体力向上の取組は、学力のそれより効果が現れやすいと思われるので、継続実施と、目標の達成感などの工夫が必要。
- ・課題や目標など、家庭や地域にも分かりやすい巻き込み方が必要。

（4）今後のスケジュール

6月	第3回会議	学力向上に関する協議
7月	第4回会議	教育施策大綱（仮称）に関する協議
8～9月	第5回会議	平成27年度全国学力・学習状況調査の結果を受けた 学力向上に関する協議

※ 以降の開催日程については今後調整

3 教育施策大綱（仮称）の策定

（1）大綱の法的位置付け

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、首長が、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとされています。

（2）大綱の期間

策定の日～平成31年度末

（3）大綱の記載事項

公立学校教育や学校スポーツを中心に記載します。

加えて、就学前教育や私学振興、高等教育機関の充実・連携、スポーツの推進（競技力向上）などについても記載事項として検討します。

（4）大綱の構成（案）

- ① 大綱策定の趣旨
- ② 教育を取り巻く社会情勢の変化
- ③ 三重の教育における基本方針
- ④ 重点的に講じる施策

（5）中心的な理念として検討中の事項

- ① 三重で学ぶ人に育みたい力
- ② 安全安心な学習環境の提供
- ③ 生涯学習社会の実現
- ④ 県民総ぐるみで教育に取り組む姿勢
- ⑤ 三重ならではの教育
- ⑥ 時代のニーズを踏まえた人づくり

6 高等教育機関との連携・充実について

1 目的

これまで地域課題の解決に向けて、「高等教育機関と地域との連携の仕組みづくり」に取り組んできましたが、地方創生に向け、「学ぶ」、「働く」、「暮らす」の視点から検討を進める中、「学ぶ」の視点から新たに若者の県内定着に向けた取組に注力することとしました。

このことから、若者の県内定着を図るため、「県内高等教育機関の長と知事との意見交換会」等における議論を踏まえ、学生確保や県内への就職、魅力向上を総合的に進めるとともに、本県の課題である大学収容力の向上に向けた調査研究に取り組みます。

2 平成27年度取組概要

(1) 高等教育機関と地域との連携の仕組みづくり（教育、地域貢献）

『学生』×『地域』カフェにおける学生と地域とのマッチング、ベストプラクティスコンテスト及び大学・地域連携シンポジウムの開催に取り組みます。

※平成27年度テーマ数 18件（平成26年度12件）

(2) 学生が参加する地域活動情報の一元化（教育、地域貢献）

高等教育機関と地域との連携の仕組みづくりの一環として、学生の参加を希望する地域の情報と地域活動に興味がある学生の情報を一元化し、マッチングを行うとともに、学生と地域、双方の支援を行うコーディネーターを配置することにより、学生の地域活動の促進を図ります。

(3) 地域と高等教育機関等の魅力発信（学生確保）

県内の全高校2年生等に向けて、地域と高等教育機関の魅力を、「学ぶ」、「働く」、「暮らす」の3つの切り口で伝える冊子を配布します。

(4) 高等教育機関における地方創生に向けた取組支援事業（学生確保、県内就職、地域貢献）

学生の確保や県内就職、地域貢献に向けた取組など、若者の県内定着に向けた高等教育機関の取組を支援します。

※補助上限額 1千万円×3件程度、6/9公募開始、7/31面接審査、8月上旬交付決定予定

(5) 「高等教育コンソーシアムみえ(仮称)」の創設に向けた検討(学生確保、教育、研究、地域貢献、県内就職)

県内高等教育機関の魅力向上・充実にに向けた連携を促進するため、取組テーマや活動内容、運営体制等について検討を行います。

(6) 奨学金を活用した若者の県内定着促進(学生確保、県内就職)

県内産業や地域の活性化等に必要人材の県内定着の促進を図るため、県内企業に就職をした学生に対する奨学金の減免制度の創設を検討します。

(7) 大学・学部の新増設・再編に向けた調査研究(大学収容力の向上)

大学・学部等の新増設・再編に向けた検討を進め、高等教育機関における学びの選択肢の拡大を図るとともに、全国でも低位にある大学収容力の向上をめざします。

7 審議会等の審議状況について

(平成27年2月16日～平成27年6月2日)

(戦略企画部)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成27年3月10日、4月21日、5月29日、6月2日
3 委員	会 長 早川 忠宏 会長職務代理 岩崎 恭彦、川村 隆子 委 員 藤本 真理 他3名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案について
5 調査審議結果	不服申立て4事案について審議され、うち1事案について答申の確定が行われました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成27年2月16日、3月13日、4月24日、5月19日
3 委員	会 長 藤枝 律子 会長職務代理 岩崎 恭彦 委 員 尾西 孝志 他3名 (専門委員1名を含む)
4 諮問事項等	個人情報保護条例の一部改正及び特定個人情報保護評価書の第三者点検について
5 調査審議結果	個人情報保護条例の一部改正についての意見交換及び特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る2事案の調査審議が行われ、うち1事案について答申の確定が行われました。
6 備考	